

# 農村滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）に資するための機能の整備に関する基本方針

平成9年6月23日  
神奈川県

## 第1 基本的な考え方

近年、余暇時間の増大や心の豊かさ重視への県民の価値観の変化に伴い、豊かな自然に恵まれた農山漁村や農林漁業への期待や関心が高まってきており、都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、地域の農林漁業や自然などを体験し、これに親しもうとする動きがみられる。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、ゆとりある県民生活を実現する上で極めて重要な要素であるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的な効果により、地域活性化の有力な手段となり得るものである。

本県の農林水産業は、大消費地を包含する有利な条件を活かし、多様な農業生産と流通販売が展開されているとともに、水源地域等での林業や東京湾、相模湾における沿岸漁業などが営まれている。

また一方で、箱根・丹沢や相模湾、相模湖などの豊かな自然と文化に恵まれているうえ、幹線道路網や、JR、私鉄各線の鉄道網などが整備され、多様な余暇活動の展開にふさわしい基礎的条件を備えている。

こうした状況をふまえ、本県では、「かながわ新総合計画21」の中で、神奈川らしい農業振興の一つの方向として「地域の農林水産業を生かした都市との交流」を目指している。この「都市との交流」を促進するためには、農業、林業、漁業の相互連携と地域特性の活用による滞在型余暇活動を通じて、都市に開かれたネットワーク型農村地域社会の構築を目指すことが重要である。このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るとともに、併せて、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るため、この基本方針を定めるものとする。

## 第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

### 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

#### (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

神奈川の地域特性を活かし、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能になるとともに、地域農業及び農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域の整備を目指すものとする。

ア 多様な余暇活動の提供

地域の農業者により、それぞれ特色ある農業生産、食文化、伝統工芸、芸能や自然等の資源を活かした農業・農村情報や農業体験指導等、質の高いサービスの提供が行われるとともに、日帰り型から宿泊型までの多様な余暇活動の場が提供されること。

イ 良好な農村景観の形成

自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用が行われるとともに、周辺の自然環境と農村資源が一体となって、農村滞在型余暇活動にふさわしい良好な農村景観が形成されること。

ウ 地域の活性化

地域の農業や関連産業の振興に寄与し、農業所得の向上、生活環境の改善、就業機会の確保など、地域の活性化が図られること。

エ 施設の整備

農業・農村に関する体験施設や宿泊施設等が総合的に一体的に整備されること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的で一体的な整備に努めるものとする。

ア 主体性と創意工夫

地域資源及び農業者等を中心とした地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用する。

イ 人材育成

施設等の利用者の安全の確保や効率的運営、農業に対する理解の促進を図るために、農作業体験等の指導や施設の運営等を行う人材の育成に努める。また女性や高齢者の能力の活用について配慮する。

ウ 関係者の連携

農業者や施設の運営者等の組織化を図り、地区の主体的取り組みを進めるとともに、地域住民、農業団体、市町村等関係者との密接な連携のもとに効果的な整備に努める。

エ 秩序ある土地利用

農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成を行い、優良農地の維持や保全等を行うため、地域の農業者との調整の上、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進に必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域について行うものとする。

(1) 農用地等

農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、適正に管理され有効に利用されることが見込まれること。

(2) 農村景観

自然環境保全等に配慮がなされ、農業生産の場と周囲の環境とが相まって良好な農村景観が形成されていること。

(3) 人材

自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、農業所得の向上や就業機会の確保に対する地域的な意識が高く、農村滞在型余暇活動の受け入れの役割を担える人材がいること。

(4) 農業振興地域

当該地区が、農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

(5) その他

ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取り組みの下に、農村滞在型余暇活動に資するための整備が促進されると認められること。

イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められること。

ウ 同一市町村において複数の整備地区を設定する場合には、それぞれに特色ある機能の整備がなされ、地区間の有機的連携のもとに成果の確保が図られること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

農用地その他の農業資源の持つ保健機能を増進するため、土地利用については次のことに留意する。

(1) 整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図る。

- (2) 農用地その他の農業資源、林地、水辺地等について、地域の固有の良好な農村景観の確保を図る。
- (3) 良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用する。

#### 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

##### (1) 特色ある施設

農業者等が自らの創意と工夫により、地域の自然条件等を活かした特色ある魅力的な施設等の整備に努める。

##### (2) ニーズへの対応

都市住民が、滞在とあわせて農業体験や農業・農村地域社会に対する理解を深めるための活動を行えるよう、多様なニーズに対応できる内容、形態を有する施設等の整備に努める。

##### (3) 地域の意向の反映

地域住民の意向が十分反映されるよう努める。特に、女性や高齢者の能力が発揮できる場の確保に配慮する。

##### (4) 効率的利用

年間を通じた効率的利用が図られるように、機能・内容等について十分検討する。

##### (5) 既存施設の活用

既存施設等との調和を図りながら、積極的な活用をすすめる。また、各施設等は総合的・計画的に配置し、有機的な連携を有するものとし、特に類似施設等の重複整備がないよう留意する。

##### (6) 環境との調和

地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

#### 5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

##### (1) 農業振興地域整備計画等との調和

農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。

(2) 整備地区間の連携

市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮するものとする。

(3) 整備地区内の連携

地域のサービス水準の向上並びに施設等での地域農産物の活用及び安定供給のための協定づくり等の取り組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)のほか、次の点に留意するものとする。

ア 良好な山村景観の形成

都市住民が森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を生かし、森林の保健機能が高度に発揮される多様な森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成されること。

イ 林業振興と森林の公益的機能の高度発揮

その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保等地域の活性化に資するとともに、水源かん養機能や県土保全機能等森林の持つ公益的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成されること。

ウ 農林漁業の連携

林業と農業、漁業が相互に連携を図り、都市住民が森林、林業に対する理解を深めるため、農林漁業の複合的な余暇活動が提供されること。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)のほか、次の点に留意するものとする。

ア 都市住民の参加・協力による公益的機能の向上と地域林業の振興

地域の森林・林業に関する都市住民の関心と理解を深め、森林整備への積極的な参加・協力の推進と特用林産物の販売などを通じて、森林の公益的機能の向上と地域林業の振興など地域の活性化に寄与するよう努める。

イ 余暇活動と森林・林業との共存

都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。

ウ 森林の多面的機能の高度発揮

地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。

エ 指導及び安全措置

森林施業の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定するとともに、体験区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努める。

オ 人材育成

森林インストラクター等の森林・林業体験を指導する人材の育成とその活用とともに、地域の林業生産活動や伝統文化の伝承を担う人材の発掘及び育成とその活用に努める。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備にあたっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林整備計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1(1)のほか、次の点に留意するものとする。

ア 質の高い多様な余暇活動の提供

地域の漁業者により、都市住民等に漁業に対する理解を深めるための漁ろの体験や食文化等、安全に配慮された質の高いサービスが提供されるとともに、本県の地域特性に応じ、日帰り型から宿泊型までの多様な余暇活動の場が提供されること。

イ 地域の活性化

機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化が図られること。

ウ 農林漁業の連携

漁業と農業、林業が相互に連携を図り、都市住民が漁業に対する理解を深めるため、農林漁業の複合的な余暇活動が提供されること。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)のほか、次の点に留意するものとする。

ア 漁業の振興

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮する。

イ 漁業生産活動との調和

漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者との調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。

ウ 人材育成

漁ろの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努める。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備にあたっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮しつつ、必要な措置を講じる

ほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

## 第5 その他

### 1 農林漁業の連携

大都市近郊で交通網が発達し、海、山、川等の自然に恵まれた本県の特性を活かし、農業、林業、漁業の関係者が、相互に連携し体験メニューを工夫するなど、幅広い余暇活動の展開が図られるよう配慮するものとする。

### 2 利用者の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的なPR活動等により年間を通じた利用者の確保に努めるものとする。

### 3 市町村間の連携活動の推進

他の市町村と連携して都市側への情報提供、誘客等を行うなど各市町村間の連携による効果的な取り組みを行うものとする。

### 4 国際化への対応

国際的な交流をも推進する観点から、PRパンフレット、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

### 5 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。